

ひき釣り漁業の許可について

令和3年2月24日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第4条第1項第19号に掲げるひき釣り漁業につき、その許可又は起業を認可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
さわらひき釣り	(1) 土庄町余島東端と庵治町稲毛島東端を結ぶ線から東の海面 (2) 土庄町豊島虻崎突端と岡山市岡山市米崎を結ぶ線から東及び虻崎と土庄町室崎を結ぶ線から北の海面 (別紙のとおり)	5月1日から 7月31日まで	1	津田町に漁業の根拠地を有する者

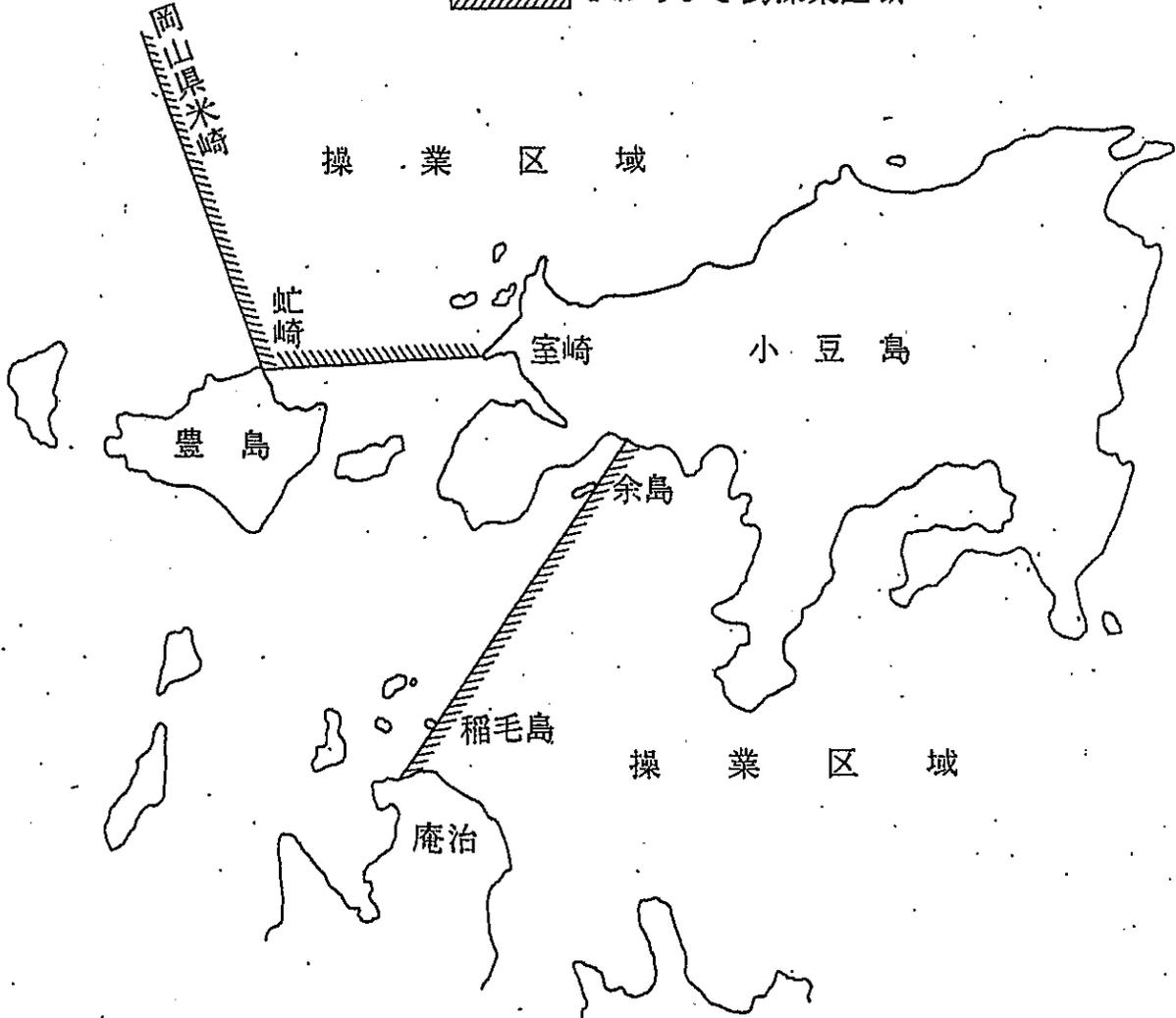
(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月24日～同年3月2日

(3) 備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和4年7月31日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
- (ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (イ) さわら流しさし網漁業の妨害をしてはならない。
- (ウ) 日没から日の出までは、操業してはならない。
- (エ) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (カ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

さわらひき釣操業区域



操業区域

岡山県米崎

室崎

豊島

小豆島

余島

稲毛島

操業区域

庵治